

財政の健全化に向けて

まず、今までの財政健全化の成果として、「財政運営適正化計画」により平成22年度にかけて、早期に財政の健全化を図るために集中的に取り組んできた主な具体的方策と効果額は左のとおりとなっています。



売却が進むオリーブ団地牛畜

また、実質公債費比率は、平成18年度決算で18%を超え市債発行に許可が必要となったことから、実質公債費負担の適正な管理を計画的に行うため、「公債費負担適正化計

画」を策定し、市債の発行や公営企業会計への繰出金の抑制などを実施してきました。この結果、18%未満となるのは当初計画では平成26年

度でしたが、計画より5年早い平成21年度で18%未満となり、協議制に移行することができています。(図6) 次に、このような中期財政見通しを受けて、厳しい財政状況からの脱却と将来にわたって持続可能で安定した自立性の高い健全な財政運営基盤を確立するため、「財政運営適正化計画」により、引き続き平成23年度以降も財政の健全化に取り組んでいく必要があります。財政健全化に向けた具体的な方策は左ページのとおりとなっています。

財政の健全化に向けた具体的方策の中で、現状で効果額を推計できるものを実施した後の財政状況を試算してみると、平成29年度以降は、多額の財源不足が解消できないため、基金の取り崩しにより収支の均衡を図る必要があります。さらに、平成32年度以降は6億円以上の財源不足が続くことが見込まれます。(図7)

将来負担比率
普通会計の市債残高に加えて将来にわたる公営企業や一部事務組合、債務負担行為の元金償還に相当する負担見込額、退職手当の支給予定額、外郭団体の債務負担見込額など将来負担すべき実質的な負債を表す指標です。350%以上で財政健全化団体となります。

財政健全化の成果

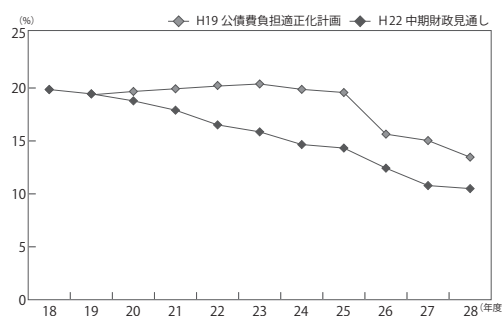
◎具体的方策全体の効果額

年度	効果額	年度	効果額
H17	約0.4億円	H20	約12.1億円
H18	約3.1億円	H21	約9.3億円
H19	約4.1億円	H22	約7.8億円
合計		約36.8億円	

◎主な具体的方策および効果額

- ①投資的事業の抑制 (約11.8億円)
事業計画の見直し、事業費の平準化など
- ②公営企業会計繰出金の抑制 (約6.1億円)
病院再編などによる経営改善、下水道事業資本費平準化債の活用など
- ③公債費等の抑制 (約1.7億円)
市債発行を原則元金償還額以下に抑制、公的資金補償金免除繰上償還制度の活用など
- ④人件費の抑制 (約4.4億円)
職員数の削減 (普通会計等職員数・H17:436人→H22:401人)、特別職の給料カット、管理職手当のカット、各種職員手当の見直し、議員定数の削減など
- ⑤事務事業及び内部管理経費の見直し (約8.8億円)
事務事業評価による見直し、施設の統廃合・民営化・集中管理・指定管理者制度導入など
- ⑥各種補助金等の見直し (約2.5億円)
各種団体活動補助金、給付事業の見直しなど
- ⑦受益者負担の適正化 (約0.5億円)
施設使用料、保育料の見直しなど
- ⑧市税徴収率の向上
- ⑨その他の収入の確保 (約1.0億円)
遊休未利用地の処分、企業広告の導入など

図6 実質公債費比率の比較



財政調整基金
予期しない収入減少や支出増加といった年度間の財源の不均衡を調整する基金です。財源に余裕のある年度に積立てておき、不足が生じる年度に取り崩します。

特定目的基金
目的に沿って積み立て運用するための基金です。地域振興などのために合併特例事業債を活用してまちづくり振興基金を積み立てています。

高齢化対策に伴う社会保障費が年々増加し、下水道事業については今までの積極的な整備に伴う多額の市債発行の影響で、後年度の償還金に伴う繰上金が大きく増加することが主な要因となっています。

余裕のある財政運営を行うためには、計画を上回る具体的な取り組みを行い、財源不足の解消を図らなければなりません。

市債発行の抑制効果により、公債費は平成21年度をピークに減少傾向となりますが、臨時財政対策債の多額な

発行により、高い水準で推移する見込みとなっています。また、市債残高は平成27年度がピークとなる見込みです。交付税算入率が高い合併特例事業債を優先して活用するなど実質的な公債費負担を抑制しています。(図8)

計画を実施するために

財政状況は改善傾向にありますが、財政の健全化が市の最優先課題であることに変わりありません。将来にわたって安定した財

政運営基盤を確立していくためには、これまでに取り組んできた具体的方策を今後も継続していくことを徹底するとともに、さらに一歩踏み込んだ新たな取り組みが不可欠であり、この計画で示した考え方や項目に創意工夫を加えながら確実に実行していく必要があります。また、財政健全化の取り組みには、市民サービスの見直しなど皆さんの理解がなければ実現できないものもあります。このためには、職員の一人ひとりが最小の経費で最大の

効果をあげるといふ行政運営の基本的な考え方をこれまでに以上で認識して取り組んでいかなければなりません。また、行政が果たすべき役割を見直すとともに、民間や市民との役割分担を明確にし、それぞれが連携、協働を進めていく必要があります。早期に財政の健全化を成し遂げるため、引き続き市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。詳しい内容については、本ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

財政健全化に向けた具体的方策

- ①投資的事業の見直し
事業の計画的な実施、事業費の抑制など
- ②公営企業会計繰出金の抑制
管理経費の抑制、使用料徴収率の向上、工事コスト縮減の推進など
- ③公債費等の抑制
市債発行を原則元金償還額以下に抑制、民間資金の繰上償還など
- ④人件費の抑制
職員数の削減 (普通会計等職員数・H22:401人→H27:387人)、特別職の給料カットなど
- ⑤事務事業及び内部管理経費の見直し
施設のあり方の検討 (統廃合・民営化など)、内部管理経費の削減など
- ⑥収入の確保
市税の徴収強化、受益者負担の適正化、遊休未利用地の処分、定住の促進、企業誘致の推進、都市計画導入の検討など

図7 基金残高の推移

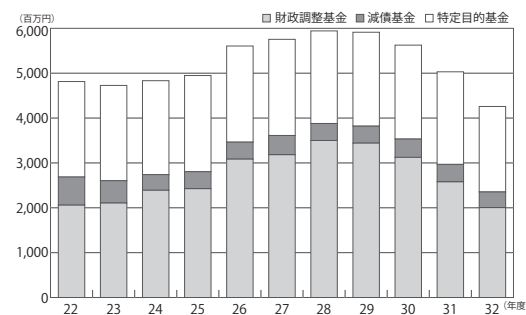
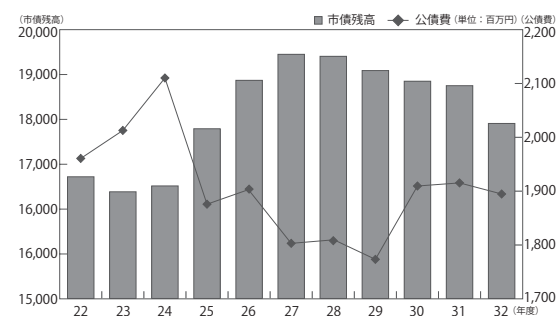


図8 市債残高・公債費の推移



合併特例事業債
合併後のまちづくりに必要な公共施設の整備など、合併後10年間に限って借り入れることができる市債です。対象事業費の95%までの借り入れが可能で、将来の元利償還金の70%は、普通交付税の算定の積算基礎に算入されます。

公的資金補償金免除繰上償還
通常の市債の繰上償還では、利子相当分を補償金として支払いますが、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、一定の条件で、過去に借り入れた市債のうち高金利の公的資金分に補償金免除の繰上償還制度が実施されています。